

賛助会員規約

第1条（目的）

本規約は、定款第2章に定めた会員の規定に基づき、賛助会員制度の運営等について必要な事項を定めるものとする。

第2条（資格）

本協会の主旨に賛同し、本協会を賛助するために入会した団体・法人・個人とする。

第3条（議決権）

賛助会員は本協会の総会における議決権を持たない。

第4条（入会）

本協会の会員となるためには、別に定める会員入会申込を本協会に申請し理事会の承認を受けなければならない。入会を認めない場合、理由を付した書面をもって通知する。また、会員は1年単位とし、年度途中にかかわらず入会月から1年である。

第5条（会費及び納入）

- ・個人年会費 3,000円（1口）
- ・法人年会費 30,000円（1口）

会費は、第5条で規定する金額を指定された期日までに、本協会の指定する方法で納入しなければならない。会費納入確認後、会員向けサービスを開始する。また、会員期間の起算日は納入翌月の1日とする。

第6条（退会）

会員が退会を希望する場合、別に定める退会届を本協会に提出して、任意に退会できる。ただし、既に納入された年会費は返納しない。

第7条（資格喪失）

会員が以下の各項のいずれかに該当すると判断した場合、理事会の議決により、除名することができる。その場合、納入された年会費は返納しない。また、当該会員から第三者への資格の継承はできない。

- 1) 本協会定款、本規約に違反した場合
- 2) 第9条の禁止事項に掲げる行為を行った場合
- 3) 故意、過失に問わず、本協会の名誉を傷つけ、会員としてふさわしくない行動があった場合
- 4) 死亡、解散、退会又は除名により会員資格を失う場合
- 5) 会費を2年以上を引き続き納入しない場合は、理事会の決議により退会したものとみなす

第8条（守秘義務）

本協会は会員の許可を得ずに、会員情報を公開または使用することはできない。また、会員は本協会の許可を得ずに、会員として知り得た本法人の非公開情報等を会員期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

第9条（禁止事項）

会員は以下に掲げる行為をしてはならない。

- 1) 会員情報など本協会へ虚偽の申請を行う行為
- 2) 他の会員、第三者もしくは本法人の財産及びプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為またはそれらの恐れがある行為
- 3) 本法人の許可なくロゴマーク、印刷物などの転用行為
- 4) その他、本法人理事会が不適切と判断する行為

第10条（特典利用）

会員は以下の特典を利用することができる。

- 1) 本協会からのニュース、その他情報（郵送物は1社につき1部、メール配信は1社につき3ヶ所とする。）
- 2) 本協会が設置した、相談窓口への利用（本法人が開設した指定時間、曜日に限る。利用回数の制限はない。）
- 3) 本協会が主催する講習会・研修会等を優待価格で利用
- 4) 本協会のホームページのバナーの掲載及びリンク

第11条（その他）

本協会の責に帰さない活動において、会員が他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、本協会はその損害に対して賠償する責任を負わない。また、会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって本協会に損害を与えた場合、本協会は当該会員に対して相当の損害賠償の請求を行う。

（附則） 1) 本規約は令和7年2月26日から施行する。